

意見書

2020年2月14日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部  
料金サービス課御中

151-0053  
東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F  
一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会  
会長 会田 容弘  
電話 03-5304-7511  
Email: info@jaipa.or.jp

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和2年1月18日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

該当箇所	意見
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 1 適用 8 欄ノおよび13 欄,</p> <p>2 料金額 2-1-1-1 端末回線伝送機能 (略) 2 欄ウ (イ) 2-1 の4 光信号多重分離機能 2-2 端末系交換機能 (9)イ欄, (10)イ欄</p>	<p>本件認可申請は NGN の 10Gbps インターネットサービスの開始にかかる変更申請にもかかわらず、大手 ISP を中心として利用されている IPoE サービスのみが対象となっており、大手・中小 ISP や地域系事業者など多くの接続事業者が接続している PPPoE サービスは提供できません。</p> <p>10Gbps 対応網終端装置やホームゲートウェイの開発期間を理由として PPPoE サービスの開始時期が IPoE サービスよりも遅れるべきではありません。</p> <p>IPoE サービスの開始時期と同時期に PPPoE が開始されるよう、また網終端装置やホームゲートウェイ装置の開発状況やコストについて総務省殿が適切に指導するよう要望します。</p>
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-4 中継系交換機能 4 欄 ほか</p>	<p>例えば IPoE 方式でのサービスを提供する場合や、ひかり電話、および QoS パケット接続などは県間区間伝送機能を不可避免的に利用することになるため、利用の不可避性をもって規律が必要です。</p>
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1-1-1 端末回線伝送機能 基本料 (6)ア欄 ほか</p>	<p>光ファイバはまだ全国に多くの空白地帯が存在しています。ブロードバンド促進のために光の接続料低廉化と並行して空白地帯の解消に向けた議論が必要です。</p>
<p>その他 (接続と卸について)</p>	<p>現在 FTTH に占める光サービス卸の割合が 60%を超えています。卸に対応した接続が存在しないことから早急に接続化の議論が必要です。</p>